

会議（打合せ）報告書

会議(打合せ)の名称 又は議題	令和2年第19回 議会運営委員会		
報告者職氏名	主事補 小原 陽子		
日 時	令和2年7月22日（水） 午前10時00分	場 所	市役所本庁舎4階 大委員会室
出席者	出席者 血脇敏行委員長、柴田圭子副委員長、古澤由紀子委員、石井恵子委員、植村 博委員、中川勝敏委員、田中和八委員、秋谷公臣委員 議長、副議長 議会事務局 石井局長、萩原主査、小原		
<p>【会議の概要】</p> <p>議題</p> <p>(1) 請願・陳情の取扱いに関する要望について</p> <p>(2) その他</p> <p>《決定事項等》</p> <p>(1) 請願・陳情の取扱いに関する要望について</p> <p>①フロー図、ホームページに掲載する事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> ●以下の内容を加筆・修正する。 <ul style="list-style-type: none"> ・審査を望まない場合、議長報告とする旨の注釈を加筆 ・市内陳情が議運の判断で議長報告となる場合を示す斜め破線矢印と注釈を加筆 ・締切りは、定例会前に開催する議運の2日前の正午（土日祝日を除く）の旨を加筆 ・請願者、紹介議員、市内在住者は請願書、陳情書を議会事務局に持参する旨を加筆 ・陳情者が2名以上の場合は代表者を選出する旨を加筆 ・不明な点は事務局に問い合わせ願う旨を加筆 ・請願者、市内在住者に提出者説明の「希望の」有無を確認するという文言に修正 ・囲み2重線の部分は消去 ・審「査」日等決定を提出者に「連絡」という文言に訂正 ・提出資料は審「査」日の3日前の正午「(土日祝日を除く)」までに30部提出という文言に修正 <p>(2) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回の会議は7月30日（木）午前10時開会とする。 ・タブレット導入検討会の会議・視察結果の報告…気になる点があれば会長に連絡 			

－開会 10:00－

石井事務局長：

おはようございます。定刻となりました。会議に先立ちまして、血協委員長よりご挨拶をお願いいたします。

血協委員長：

皆様、おはようございます。議運の開催が頻回になって、皆様のご協力をいただいているところで、感謝を申し上げます。ありがとうございます。本日も10時からで。今日、午後です。ね、タブレット導入に関わる検討会の勉強会が予定されているということです。本議会運営委員会におきましても、12時頃を目途に終了したいと考えておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。本日は、間もなく9月議会も始まるような状況になります。この検討事項をわかりやすくホームページ等に掲載、そういうものも含めたものの検討ですので、議会も近くなっておりますから、この検討事項の結論が早急に導き出せればと考えておりますので、皆様のご理解とご協力をお願いし、挨拶とさせていただきます。

石井事務局長：

ありがとうございました。それでは、委員会会議につき、議事等につきましては血協委員長をお願いいたします。

血協委員長：

ただいまの出席は、8名でございます。委員会条例第16条の規定により、定足数に達しております。これより、令和2年第19回議会運営委員会を開会いたします。本日の会議は、お手元に配付の議題の通りです。それでは、議題1、請願・陳情の取扱いに関する要望についてを議題といたします。前回会議に引き続きまして、Cの部分です。ね、修正されたフロー図について、柴田教育福祉常任委員長にご説明をいただき、検討を進めていきたいと考えていますので、よろしく申し上げます。

柴田副委員長：

フロー図を2つに分けるということだったので、2つに分けました。ほとんど同じなので、書いてある内容は。陳情審査の一般的な流れのほうで説明すればいいかなと思います。違ったところは、矢印、市内と市外をはっきり分けて、矢印を作ったところなんです。が、実は、市内のほうです。ね、塗ってあるのと点線のを2つに分けて、市外の方と合体させると。ここで、提出者が持ってきたときに、提出者説明の申し出があるかどうか確認すると。いいですといった場合は市外と同様の扱いになるというので、矢印が2つに分かれています。どちらも、議会事務局で内容確認の上、議長が受理ということになっています。実は、前回の表までは、ここに締め切りを入れていました。定例会開会の9日前の正午まで、つまり議

運の2日前ということなんですけれども、定例会前の議会運営委員会が開催される2日前までに受付けたもの、とか書くとすごく長くなるので、このように短く、定例会開会日の9日前の正午までと書いたんですが、9日前と書いてしまうと、土日になってしまうこともありますので、ここを削りました。削った結果、受付け締切りの掲載が、この表のどこにも掲示されていないことになってしまいました。掲示するとしたら、右側の説明欄のところの1番上か、2番めくらいかなと思っています。というのは、結局、定例会前の議運の2日前というふうにちょっと長くなるので、このフロー図の中に入れるのは、ちょっと無理がありますので、右側にそういう掲示をしないとまずいだろうということに気が付きました。掲示の内容は、皆様、平成27年に作られた、白井市議会請願・陳情の取扱いというのはお持ちですか。実は、これがホームページに載っていれば、フロー図なんか作らなくてもよかったんだけど、ということが出てきたので、そこの1番上に、申し合わせ事項、締め切りは定例会前に開催する議会運営委員会の2日前とする、そして請願者・陳情者に意見を述べる場を提供という先例事項が書いてあると。だからこれを踏襲すればいいのではないかと。これを右肩のほうに、もうちょっと四角の部分を下げるような形で頭をそろえて入れればどうかな、と思っています。続けます。陳情審査の一般的な流れの、議長が受理した後、請願と違うのは、請願は付託先を議長が諮問するんですね、議運のほうに。陳情審査については、取扱いをどうしますか、という諮問をしますので、取扱いを諮問というふうに書いてあります。議会運営委員会で付託先等を協議し、議長報告にまわすもの、それからちゃんと審議するものというふうに分かれる。ここの、定例会から下の部分については以前と同じです。ここを請願と分けて書いたことによって、矢印が増えたことについての説明です。そして、右肩の四角で説明が書いてあるところは、文書として、今までは、請願と陳情が1つの表だったので、請願者・陳情者は、というふうに並列で書いてあった部分について、陳情審査については、陳情という言葉のみを使うようにし、請願については、請願という言葉のみを使うように、修正をかけております。審議日が決定したら、提出者に通知しますけれども、請願の場合は請願者に通知ですし、陳情の場合は市内陳情者に通知というふうになっています。以上です。何か分からなかったら聞いてください。

血脇委員長：

ただいま、柴田常任委員長からご説明がございました。前回、請願のフローと陳情のフローを分けるということで、分けたフローが示されております。今ご説明いただいた中で、何かご意見等があればお伺いしたいと思います。

古澤委員：

前回、市内の矢印ですけれども、伊藤副議長のほうから言っていたんですけれども、その前々回で私が出した意見でしたが、議会運営委員会で付託先などを協議、その後の矢印が、市内のグレーのところから点線で、市外のほうにもう1本付け足すという意見を出したんですね。それぞれ実例でもありまして、裁判所で判決がすでに出ているにもかかわらず、

差し戻しでしたかね、あれの陳情が出てきました。それは、結局審議せずに議長報告という形になったという例もありますので、そこにもう1つ、点線の右斜め下に向かう矢印を入れたほうが、正確ではあると思います。私は正確だと思ったので意見を出しましたが、皆さん、それはいらぬとおっしゃるのか、入れたほうが正確だと思われるのか、そこを諮っていただいてもいいですか。

血脇委員長：

ただいま、古澤委員から、この陳情審査のちょうど中段あたりですね、議会運営委員会で付託先等を協議と。その下に矢印が1本ずつになっているんですが、塗りつぶされた矢印、これを議長報告とする扱いもあるだろうということで、ここに点線の矢印を1本加えたらというご意見ですが、皆さんいかがでしょうか。

柴田副委員長：

それについては、皆さんと一緒にメールで送ってもらった中に、市議会のホームページに掲載することというのがあったと思います。その中で、審査しない内容の陳情書についての記述というところがありまして、そこをこれから諮らなければいけないんですけども、おっしゃったように、裁判の結果が出ているものとか、公序良俗違反のものとか、そういうものはなじまないですよ、そういうものは全議員配布等の取扱いをするというような書き方で、そこできちんとホームページでフロー図でなく出してもらって、そこでもう判断ができるんじゃないかということがあったので、これはまあ、いいんじゃないのかなというのを石井議員とは話をしたんですけど。

古澤委員：

私も固執するものではありませんけれども、このフロー図というのがね、図示して視覚的に訴えるということをお二人ともずいぶんおっしゃってましたので、そうであるならば、文章で書いてあったとしても、きちんとここに図示したほうが、正確で親切ではないかなと思ったので、提案しました。

石井委員：

前回までそういう話をしていました。ここを、要するに、水色の色塗りをされた太い矢印や、点線の中は抜いてある矢印とは別の、ただの、点々の矢印でいいでしょうかね。あ、太い点々のやつですね。

柴田副委員長：

審査しない内容については、議長が受理した段階で、これは明らかに違うよね、という判断というのはされないものなんでしょうかね。全部議運に諮って、どうしますかという取扱いになりますか。

長谷川議長：

現状は、議長のほうで審査をしない内容の陳情については、議長報告とすることで議会運営委員会に諮っています。ですから、最終決定は議会運営委員会になるんですけど、その前に議長判断は入っています。

柴田副委員長：

陳情については、請願と同様にするものが適当と認めると議長が判断した場合は、請願と同様に扱うという1文が会議規則か何かにあったので、そこでまず受けたときに、議長がこれはなじまないよね、という判断をするのかなと。議運でそこまで判断するのかなというのが疑問だったので、矢印は、なじまないということをホームページに改めて載せるのであれば、いいのかなというのも考えました。議長判断がある部分ではないかと。

古澤委員：

ただ、形式的にしる何にしる、一応議運に回ってくるんですよね。議運に回ってきて、そこで議運が最終的に議長の意を汲むとしても。だから、議長の意とそぐわない場合も、極端に言えばあるんじゃないですか。そこはわかりませんがね。議運が最終的に決定するのであれば、やはりいるんだろうと思いますけれどもね。議長が意思を表明して、議運に回したとしても、議運に回すわけですからね。最初の矢印は違いますよ、最初から議運に回さないわけですよ。だから違うと思いますけれども。理屈から言えばね。

秋谷委員：

先ほどの議長の話ももらって、議会運営委員会で、簡単に言うと右肩に行く案件があるとすれば、数少ないことになるかもしれませんが、丁寧な方向としては、こっちの条項もあるよ、ということで、この点線のものを入れておけば、確実なんじゃないかと思うんですけども。何件かあるにしても、矢印をやっておくと、議会運営委員会で判断することもあって、こちらに行くこともあるんだよ、という点線もあってもいいのかなと思います。

血脇委員長：

今、事務局のほうに確認したんですけれども、議長が受理というんですけれども、必ずしもこれが来た時に議長がいるわけではないですよ。書式が整っていれば、事務局で、それを受けざるを得なくて、それが、のちに議長にこういうものが上がったということを報告して、それが議長受理というような文言になっている。書式が整っていれば、受けざるを得ない、事務局としては。そうすると、今度、議長はその内容を見て、その受理を不受理にするというのもしないのかなと。そうすれば、議長は受理して、それを議会運営委員会に諮って、議会運営委員会の中で付託先を協議したり、あるいは、なじまないものというような形になるのかなと。本当にここ、活字だけを見ると、議長受理というんですけれども、本当に

その場に議長がいて、それを目通しするわけじゃないので、そのあたりは考えていただいたほうがいいかなと思うところでございます。

伊藤副議長：

先ほどから、議論で、陳情の場合の、市内陳情で議長報告に横に矢印が向いているので、この部分については、この矢印、なんでこっちに向いているんだろうということで、注1の注釈をつけて、審査を望まない場合は、議長報告にしますよという注釈を入れておくと思います。その下に、今度議会運営委員会の付託先等協議というところで、ここで今話していた、受付けは済ましたけれど、審議に向かないものというのを矢印もう1個入れて、そこに注2というふうに入れて、審査に向かない場合、議長報告になります、というふうな文言を足しておけばいいかなと思うんですが、いかがですか。

柴田常任委員長：

それでわかりやすくなると思いますので、今のご提案を取り入れて書きたいと思います。

血脇委員長：

皆さんそれでよろしいでしょうか。そうしましたら、陳情の市内という部分、矢印、今2本入っています。そのうちの破線矢印のほうに注釈を入れるということ、それから、ちょうど中段、議会運営委員会で付託先を協議というところ、ここも塗りつぶし矢印のところに、破線矢印を加えて、ここにも注釈を入れるということで、フロー図についてはこのような形でよろしいでしょうか。それでは、フロー図についてはそのようなことで徹底させていただきます。このフロー図、また柴田常任委員長のほうで。

柴田副委員長：

ご意見を受けて、直した部分についてはまた皆さんに送らせていただきたいと思いますので、それでご確認をお願いいたします。

血脇委員長：

それでは、フロー図の部分は、また柴田常任委員長のほうに訂正を加えていただいて、皆様のところへ送るということで対応させていただきたいと思います。それでは次に…。

石井委員：

申し訳ありません。私、今フロー図とおっしゃったので、図のことだけをおっしゃっているのかなと。私、右側に書いてある…。

血脇委員長：

右側はこれからです。陳情のフロー図はこれでということなんですが、請願のフロー図もご覧いただきたいと思います。請願のフロー図について、皆さんいかがでしょうか。図の部分だけです。よろしいですか。皆さんいかがでしょうか。それでは皆さん、請願審査の一般的な流れのフロー図は、この形をとるということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

それでは、請願の図については、そのように決定させていただきます。続きまして、図から外れた部分に触れたいと思います。先ほど、柴田常任委員長から、平成27年の8月4日に議会事務局で作成されているものの1番右側に、申し合わせ事項ということで、締切りは、というような先般出された、9日前とかいうあれをフロー図から抜きましたと。この部分を、この右側の、図の上部の中に加えたらどうだろうかというようなご意見だったのかな、と思います。これについては、陳情に限らず、請願のほうにも該当するのかなと思いますので、まずここについて、皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。

石井委員：

確認させていただきます。提出というのは、議会運営委員会の2日前で、正午ではなかったんだったっけ。

石井事務局長：

現状は5時15分までとなっております。事務室に職員がいる間という形で対応しています。

石井委員：

わかりました。

柴田副委員長：

前書いたけれど削ったというのは、定例会9日前の正午までというところだったんです。5時15分ってばたばたで、執務時間外で持ってこられてきちんとした受理ができないというようなこともこの間はあったので、そういうことを避けるためにも、ちゃんと職員さんがみんないる時間の昼までに、もってきてもらうというふうにしたほうがいいんじゃないかという議論は2人でしました。

血脇委員長：

ちょっとお待ちいただけますか。その部分は後にしましょう。ここに、過去に示されている、フロー図の右側の部分を加えたらどうだ、という柴田常任委員長からのあれでしたので、皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。中の文言については、この後、協議をしたいと思います。

古澤委員：

1番最新のものには、締切りに関して期日がありませんので、出す方にとっては締切りがはっきりしていたほうが良いと思います。条件を明確化するというのが、今回の改正の目的ですから、当然、締切りに関しての記述は載せたほうが良いと思います。

石井委員：

平成27年に事務局から出されているやつは、申し合わせ事項というものが書いてあるんですね。申し合わせ事項というのは、議員同士の申し合わせ事項なので、これは入れなくていいと思います。そして、締切りは、定例会前に開催する議会運営委員会の2日前とする、これ、やっぱり締切りというのは、出す市民にとってみれば絶対必要な条件ですから、きちんと入れていただきたいなと思います。

古澤委員：

申し合わせ事項という括弧の文言は削除していいと思います。

植村委員：

僕はそれでいいと思いますけれども、ただ、今回の1件は、営業時間外でも、その日の夜遅くに置いて行ったということがありましたので、時間も入れたほうがいいんじゃないでしょうか。

血脇委員長：

時間はこの後協議をするということになっていきますので。このような文言を入れるということでもよろしいでしょうか。それでは、先に作成されているフロー図の文言の申し合わせ事項というのを省いて、この中に加えるということでご異議ございませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

それではそのように決定させていただきます。それでは次、今までは2日前の17時15分だったんですが、石井会派代表、柴田常任委員長と協議した中で、時間をもうちょっと、執務時間に余裕をもたせて提出していただくようにしたらどうだ、というようなご意見がございましたが、皆様のご意見をお願いします。

秋谷委員：

今、委員長がお二人の意見を代弁されましたけれども、私も執務時間ぴったりじゃなくて、前倒しでやったほうが事務局も楽になるので、そちらのほうがいいと思います。

血脇委員長：

秋谷委員のほうから、時間をちょっと前に倒したほうがいいだろうというご意見ですが、皆さんいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、時間を前倒するというご意見でございますか。それでは時間を何時にするか。

石井委員：

なるべくわかりやすくしたほうが良いということで、資料の提出も正午まで、というふうに前回決めましたのでね。これも、2日前の正午まで、としたほうが良いと思います。

血脇委員長：

石井委員のほうから、資料に合わせて正午までとしたほうが良いのではないか、というようなご意見ですが、皆さんいかがでしょうか。

〔「結構です」と言う者あり〕

そうしましたら、2日前の正午までに事務局に提出をしていただく、というような文言をここに加えるということで、ご異議ございませんか。それでは、そのように決定させていただきます。

続きまして、網掛けになっております部分について、文言が入っております。これ、1つずつこの文言を整理していただければと思います。まず、1番上段にあります、市内陳情者は事務局に持参、となっているんですが、ここについて、皆さんのご意見を聞く前に、事務局としては、事務局に提出されることについてどうなのか、確認をさせていただきたいと思っています。

石井事務局長：

提出の方法について、今回、4階の事務局に持参するというご提案をいただいているところでございます。現状の陳情の受け付け方法としては、特に申し合わせ等には書いていないんですけれども、郵送で送られてくるケースというのも当然でございます。皆さんの認識されていることとしては、市外からの陳情については議長報告にしますよ、ということは共通認識をお持ちだと思うのですが、必ずしも市内の方でも持参しているか、ほとんどが持参だと思うんですけれども、仮に郵送できた場合の取扱い、あるいは時間内に行けない、2日前の正午までに提出できない、というケースはちょっとあるのかなというのは考えたところでございますので、その辺も含めてご検討いただければと思います。

石井委員：

ここが、請願と陳情をひっくるめて考えてはだめなのかな、という気がするんですけれども、陳情のほうを私はイメージしていたんですけれどもね。陳情の場合は、市内陳情は事務局に持参していただかないと、ご意思を確認することもできないので、市内陳情は持参するというのを、柴田委員長と話をしたところだったんですね。ただ、郵送の場合もあるということ

については、ここには書いていないですけど、手続きのホームページのほうに入れておいてもいいのかなど。今まで入れていなかったんですって。

石井事務局長：

ホームページにも郵送可とか、そういう部分には一切触れていないと思います。

石井委員：

請願の場合は市内に限らないかもしれないですよ。要するに、議員さえ市議会議員であれば、請願者は他県の人がいるかもしれませんね。そうすると、郵送ということも考えられますよね。そうすると請願のフローの文言をやっている中で、どうでしょうね、市内と限定しちゃってますけれどね。請願が市内在住者になっているのはどうしたらいいですか。

伊藤副議長：

請願の場合は紹介議員がいるので、紹介議員がもってこればいい話なので、持参でいいんじゃないですか。

血脇委員長：

それではちょっと1つずつ。請願と陳情一緒にやっちゃうとあれなので。あと1つ、先ほど、提出期限を正午とすると言いましたよね。これ、郵送にした場合に、正午に来るかわからないと、というところもあるので、その辺も考えながら検討していただきたいと思います。請願のほうから行きましょうか。先ほど、伊藤副議長から、請願は紹介議員がいるので、議員もしくは請願者が持参、というようなことでいいのではないかなというご意見ですが、皆さんいかがでしょうか。

石井委員：

それでいいと思うんですけど、そうするとこの文言が、市内在住者は議会事務局に持参、この文言自体が…。

血脇委員長：

この文言は後でまた触れようと思っていたんですが、これ市内在住ですけど、先ほど言ったように市外の場合もあるということなので、請願者もしくは紹介議員は、というような名前にすれば、これは片付くのかなと思うので。すみません、余計なことを言って。

柴田副委員長：

請願も陳情も一緒のところなんかは、5階の議会事務局にお越しいただき、議長に請願書を提出、議長不在の場合は議会事務局で受取り、というふうに書いてあるところもあります。

請願であっても市内陳情であっても、持参をしてもらうということを明記したほうがいいだろうと思います。本来であれば、提出者である人が来たほうが、紹介議員だけじゃなくね。

血脇委員長：

今、陳情のほうも触れたんですけども、ちょっと陳情は待ってください。請願の部分で、こっちを片付けちゃいましょう。皆さんご意見いかがでしょうか。

古澤委員：

そうすると郵送は認めないということですか。

石井委員：

郵送は認めないじゃなくて、紹介議員は市議会議員だから…。

古澤委員：

持参以外の郵送の部分はどうなるのかなと思ったんです。

石井委員：

要するに、受付けですから、他県の請願者であっても、紹介議員は白井市議会議員ですから、議会事務局に持参することは可能なわけですよ。先ほど委員長がおっしゃったように、市内在住者は、じゃなくて、請願者もしくは紹介議員は、というふうに直せば、これは、議会事務局に持参することが可能だということですよ。なるべく受付けの時点で持参していただいたほうが確認も取りやすいので、そのほうがいいのかと思います。

血脇委員長：

皆さんご意見いかがでしょうか。ご意見がないようですので、請願の部分については、請願者もしくは紹介議員は議会事務局に持参するという事によろしいでしょうか。それでは、請願の部分については、そのような形の文言をここに入れさせていただくということで、ご異議ございませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

そのようにさせていただきます。次に、陳情の部分について、市内在住者は議会事務局に持参、というような文言があるんですが、柴田常任委員長、先ほど何か、この部分。ここについて、皆さまからのご意見を伺いたいと思います。

古澤委員：

今、市内在住者は、と限定されていますけれども、市外の方も出せるわけで、その方の説明というのは一切ないわけですか。郵送でも構わないということでしょうけれども。市内在住者は議会事務局に持参、それはわかります。市外在住者は…。

柴田常任委員長：

先ほど決めた申込み締切りの中に、2日前の正午までとするとあるので、市外の方はそちらに当てはめて、正午までに受理したもの、ということでもいいんじゃないのかなと思いますが、どうでしょうか。郵送がだめとは書いていなくて、当然市外からたくさん来ておりますので、それについては、2日前の正午までに受け取っているものをその議会にかける、ということになるのではないのかなと思いますが、どうでしょうか。

石井委員：

今までもこれでやってきたわけで、あえて郵送云々というようなことをホームページに書いてなかったということですし、私は、このままの文言でいいんじゃないのかなと思います。

古澤委員：

そういうことであれば、別に異議はないです。

血脇委員長：

この文言でいいのではないかというようなご意見をいただいているところですが、皆さんいかがでしょうか。

植村委員：

やっぱりちょっと郵送のところが気になって、大体、普通消印を参考にしますよね。であれば、その日に到着すればいいという解釈でいいんですね。郵送で、その日につけばいいと。

石井事務局長：

現状では、そのような形で事務局に到達した分を、その日の受理としております。

古澤委員：

では、正午までということに当たらなくても、これは受理するということですね。より緩和した形でやるのであれば、出す方が明確にわからなくても、正午にかからないようにできると思うんですけど。

血脇委員長：

協議会といたします。

－休憩 10：44－

－再開 11：06－

血脇委員長：

委員会を再開いたします。石井委員お願いいたします。

石井委員：

今、陳情のフロー図の右のほうの文言について検討していますが、市内在住者は、議会事務局に持参、陳情者が2名以上の場合は代表者を決めていただく、このところはこのままでいいのではないかと思います。そして、陳情の場合は、お一人のことがあります。会社員であったり、お仕事をされている方が事務局が開いている時間帯に持ってこれないという場合も想定できます。そういった場合には、事務局にご連絡ください、不明な場合には事務局にお問合せ下さいというような文言をホームページに載せておけばいいのかなど。フロー図はなるべく簡単に、最低限のことだけ書いておけばいいのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

血脇委員長：

今、石井委員から提案がありました。皆さんご意見ございますか。

〔「結構です」と言う者あり〕

そうしましたら、この文言、市内陳情者は、事務局に持参というところ、フロー図には載せずに、このまま、ホームページ上に不明な点は、というようなことを明記しておくということで、皆さんご異議ございませんか。それでは、陳情者が2名以上の場合は代表者を決めていただくというような文言も、このままでよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

それでは、そのように進めさせていただきます。

それでは次、1つ下段で、請願のほうをご覧いただきたいと思います。請願者に提出者説明の申し出の確認をというような文言がここに記載されていますが、この部分について、皆様からのご意見をお伺いしたいと思います。

石井委員：

私は前回も言ったんですけれども、この請願者に、提出者説明の申し出の確認をし、申し出があった場合、参考人として招致することがある旨を伝えるという文章は、その下の、請願者・陳情者に意見を述べる場を提供するということなんですよね。つまり、2つだぶって書いてあるような気がします。下の米印の請願者・陳情者に意見を述べる場を提供（平成10年より）というのは、先例であって、これは議員がわかっていればいいことであって、市

民に知らせなくてもいいと思います。それよりも、上に書いてあることが、そのまま同じことが書いてあると思うので、先例は書く必要がないと思います。

柴田副委員長：

これを載せたのは、最初載せていなかったんですけど、27年の白井市議会が作ったフロー図の中にはっきり書かれていたので、それはそのまま、できるだけ違いたくなかったので、そのまま入れました。で、さらに今回は、これについて細かく意向の確認をするよ、ということが入るわけなので、大本となった部分については、書いておいてもいいのかなと入れた次第です。要は補足的なことが上に来るということ、それと、市内の陳情者に限ってですけれども、ちゃんと意見の聞く場を設けるよ、ということというのは、白井の特徴でもありますので、その部分はここで明記しておいて、こういうことから意見を伺うかどうか聞くんですよ、ということがわかるようにしておいてもいいのかなと。他に示せる部分がありませんので、フロー図に残したらどうかと思いました。

古澤委員：

最初の段に、請願者に提出者説明の申し出の確認をし、とありますが、提出者説明を希望する旨の申し出を確認し、ということでしょうかね。それを入れたほうが、今、柴田さんがおっしゃったように、希望する旨というか、その辺がよくわかると思いますけどね。説明しなくたっていいわけですよ。文言は考えていただいて。その辺を入れたほうがわかりやすいかなとは思いますが。今まで、これで分かってきたのなら、これでもいいですけど。

柴田副委員長：

直すとすると、市内在住者に…。

血脇委員長：

え、ちょっと待ってください。今請願のほうをやっていますから。

柴田副委員長：

どっちも同じなんですけれど。

血脇委員長：

同じと言えば同じなんですけれど。

柴田委員長：

請願者に、提出者説明の希望の有無を確認し、でどうでしょうか。

血脇委員長：

皆さんいかがでしょうか。

〔「結構です」と言う者あり〕

よろしいですか。それでは、この部分は、そのように変更させていただくと。先ほど柴田委員長からありました2重線の囲み、これ石井委員からはいらないんじゃないかと、柴田委員からは必要だろうというようなご意見ですが、このあたりのご意見をお願いします。

古澤委員：

今、柴田委員が上の文言、希望という言葉を入れておっしゃってくださったんですけど、それがあれば、下の2重線は、重複するのでいらないのかなと思います。希望を取り入れますよということは、そこで表明できているわけですから。

柴田副委員長：

他市と違っているのはこういうことなんだよ、という経緯を示すため、というつもりで入れたんですけど、見やすくなるために、これを削除するのは構いません。さらに、ホームページのほうに載せる部分ということにも、ここは検討の中として入っていますので、消すんだったら消すで構いません。

血脇委員長：

案で、柴田委員のほうから、囲み線が入っていたんですが、ここを消すというのもやぶさかではないというご意見ですが、皆さんいかがでしょうか。よろしいですか。そうしましたら、この部分は削除するというので、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

それでは、そのように決定させていただきます。続きまして、この陳情の部分なんですが、市内在住者に提出者説明の申し出の確認をし、という文言が書かれているんですが、この部分について、先ほど古澤委員のほうからありましたけれど、提出者説明の希望の有無を、という言葉もここも付け加えるということで、皆さんいかがでしょうか。よろしいですか。囲み2重線、この部分も同じく削除ということでよろしいでしょうか。それでは、この部分も囲み線を削除するというので、決定させていただきます。続きまして、その1つ下に入ります。請願陳情のところ、決定の部分までは同じ文言なんですが、その後、市内陳情者に通知、請願者に通知ということなんですけれど、この文言についていかがでしょうか。

柴田副委員長

審議日としていますが、審査日です。ごめんなさい。間違えました。直してください。どちらもです。

血協委員長：

審査日に訂正ということによろしいでしょうか。この文言について、皆さんのご意見をお伺いいたします。

石井委員：

審査日をここで決定して、請願はいいんですけど、市内陳情者に通知って、市外陳情者には今まで通知していなかったんですね。

石井事務局長：

議会運営委員会のほうで、委員会の日程等を決めていただいておりますので、審査日を決定した段階で、陳情者の方に通知というのは実は行っていないところであります。もちろん、電話等で日程等をお知らせするんですけども、付託される委員会と審査の日時がこうなりました、というお伝えをしますが、実際に参考人等として呼ぶ場合の通知というのは、委員会付託の段階で、委員会で決定していただく、という流れになってきますので、参考人としての通知という意味では、ここでは決定をしていないだろうところになります。

血協委員長：

古澤委員からあったんですけど、通知という文言はどんなのかな、という部分があるんですけど、通知ですとか報告ですとか、いろいろな言葉があると思うんです。

石井事務局長：

日程を決めていただきまして、実際の本会議が始まります。初日の段階で、委員会付託する陳情・請願については、議事日程の最後のほうで、議長より何々委員会に付託しますと、そこで初めて審査が始まりますので、その段階で委員会のことで協議をしていただきまして、正式に決定するのはそこになりますので、参考人を呼ぶ決定をしていただき、その日付で通知を出しておりますので、流れとしてはそんな感じです。

血協委員長：

今、説明を聞くと、ここに通知という言葉が当てはまらないかな、というような感じがするので、連絡ぐらいに留めておくということで、皆さんいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、審査日等決定、請願者、陳情については市内陳情者に連絡という形でご異議ございませんか。

〔「はい」という者あり〕

それでは、そのような形にさせていただきます。

柴田副委員長：

そうしますと、本会議で付託をされ、委員会で初めて参考人として呼ぶかどうかを決めるとなったならば、そこで通知が発生するわけですね。そうすると、本会議の横に、説明欄として、参考人として呼ぶ場合は、決定したら通知をするという1行があるのかなと思いますけれど、どうでしょうか。

石井委員：

そうだなと思いました。が、参考人を呼ばないこともあり得ますよね。つまり、陳情って、紹介議員がいるわけではないので、市内の陳情者が1人で陳情を提出に来た場合、自分は参考人で呼ばれたくない、この書面だけをもって審議してほしいという希望があった場合、参考人があるかないかわからないですよ。

血脇委員長：

いやいやいや。この通知というのは、委員会付託をされて、どこの委員会が何月何日にやるか、というのを決定するわけですね。それを通知しますよというような意味なので、招致する、招致しないではないのではないかなと。

石井事務局長：

今、委員会付託をされまして、という部分の通知については、参考人として呼ぶ場合に通知を想定しています。ここで言った、議運で日程が決まったよという通知を出した後に、また参考人として通知するというのは、今までの例では、参考人として呼び出すということがありましたので、割愛していました。電話等ではもちろんお知らせはしていますけれども、参考人として呼ぶという決定の通知は。

血脇委員長：

参考人として呼ぶ場合の決定した通知を出している、ということですか。わかりました。

古澤委員：

1番上の、陳情者が事務局に出すときに、私は審査はいらないですよ、という場合が1つありますよね。今ここで議論しているのは、審査をするということになって、その場合、自分が説明員になるのは嫌だ、ということをおっしゃっているんだと思いますけれども、審査をする場合の招致は、議会側が決めるんですよ。どうしても審査が必要な場合は、その方が嫌でも、やっぱり招致はするということになるんだと思いますがどうでしょうか。

石井委員：

今回陳情のためにこの話合いをするときに、市内の方から直接伺ったのは、お一人は、陳情を出したいんだけど、自分が委員会に出て説明するのは嫌だと。そうかと言って団体

に所属しているわけでもないし、お友達がそれに関連するような方がいるわけでもないので、単に本会議で議長報告で書面で出していただければ結構です、という方がお一人いました。また、別の方は、自分は陳情書をきちっと書きます。資料もきっちりと付けます。だから、審査してください。でも、自分が出たくないんです。という方もいらっしゃるんですよ。でね、陳情というのは、誰か参考人とか陳情者本人が出てこなければ、審査できないものではなくて、他の自治体では、陳情書をもって審査している委員会もあるんです。なので、市民の中には、そういういろいろな考えの方がいらっしゃるということをおわかっていただきたい。わかりますか。自分は、陳情したいことはこういうことなんです。でも、出てきて話をすることはできません、あるいは、仕事していて平日の昼間、委員会の時間帯に自分が仕事を休んでくることはできませんという人もいらっしゃるわけですよ。だけど、審査はしてほしいんです。そうした場合に、書面での審査になりますけれど、それは希望ですよ、するもしないも委員会が決めることですから。でも、ご本人としては、そういう考えをもった市内陳情者もいるということです。

古澤委員：

ということは、一応議運で審査するということですね。来てもらうか、その方の意向を汲みながらも、それを認めようか認めないかというのは、そこで1つのチェック機能が働くということですかね。全く最初から認めてしまうのではなく、ということですか。

石井委員：

そうですね。市内陳情者が、受付けで出した時には、希望は聞かれますけれども、自分が出たくないというふうに希望しても呼ばれてしまうことがあるかもしれません。でも、その時には仕事を休んでこなくてはいけないとなったら、その補償はどうするんだ、ということにもなりかねないので、そういうことも含めて、議運の中でいろいろ検討されると思います。この陳情の内容を見ると、とてもじゃないけれど、参考人を誰か呼ばないと審議できないね、ということであれば、陳情者ではなく、その陳情内容にあった関係団体か何かの方を参考人として呼ぶとかというふうにされるのかな、というふうに想定します。それもすべて議運で決めることだと思います。なので、市民の中でそういうことを考えていらっしゃる方もいるということです。

古澤委員：

最初に書類を出すときに、陳情者、1名か2名か、3名以内と決まったんですかね、その中に、ひょっとして自分が出たくないけれども、自分が出ないことは認められても、代替のものを出すようにと言われたときの可能性のために、代わりに出てくれるものの名前をそこで書いておかなければいけないということですかね。

石井委員：

市内陳情というのは、1人でもできるんです。だから市民が1人で陳情を出して、自分が出られないけれども、審査してほしいというふうに考えている場合もあるということです。

血脇委員長：

今議論をしている中はですね、これは、陳情が上がったときに、その陳情を委員会付託します、それを審査するか否か、というのは議会運営委員会で決めるわけですよ。審査をするというものがあれば、今度それを委員会に付託するわけです。そうすると委員会の中で、参考人をどのように招致するかとか、誰を招致するかとか、陳情者を呼ぶかどうかとかは、委員会が決めるものだと思います。委員会が、陳情者を参考人として来てくださいと呼んだときに、いや、私は嫌だから行きませんと言われても、いない中で審査をするということも可能だと思うんですよ。この部分というのは、議会運営委員会の中でその陳情、その陳情者によって状況がすごく変わってくると思うんです。ですから今ここで議論しても陳情を出した人、内容によって、千差万別いろいろ変わってくると思うので、今その議論をされても、と思う部分があるんですが。あと、このフローチャートの中で、通知という言葉からこれになってきているんですけど、この中に通知という言葉は今入っていません。入れたほうがいいだろうという部分もあるんですが、参考人として陳情者を招致する…。だめだ、頭が回らない。

石井委員：

だから、このフロー図の中に、参考人決定だから1文入れなくてはいけないよねとお話がありました、私はそれはいらんんじゃないかなと思うんです。参考人がない場合もあるということなんです。書類だけで審査をするということがないわけではないんですよ。なので、今、議運で審査日等決定、市内陳情者に連絡とまで決まりました。もうこれでいいんだと思います。その後のことは、ケースバイケースで、議運で決定されることですから、議運の決定によっていろいろ変わってくるわけですから、これ以上何も書かなくていいと思います。

柴田副委員長：

確認ですけれども、常任委員会で参考人を呼びましょう、審査日はもう決まっていますけれども、参考人を呼びましょうとなった場合は、その日に参考人としての通知を今行っているというのは、本会議が始まってからとられている段取りということですね。それが今までの流れの中で入っているとしたら、請願についても同じだと思いますけれども、入れたほうがいいのかと思いますけれども、どうなんですかね。いらん。いる。私は、連絡と通知と言ったら、やっぱり通知のほうがきちんと正式のものなので、逆に通知のほうを入れなないといけないのかなと思ったんですけど、どうでしょう。

古澤委員：

通知そのものもですけど、どうかなとちょっと思っているんです、まだわからない部分があるんですけども。例えば、陳情者自身は、自分は委員会の場に出て説明するのは嫌だという希望を持っていたと言っても、もし、案件によっては説明を求めたいという決定が常任委員会で出た場合ですね。最初から全然名前も書いていない人を出してることができるんですけど。

石井事務局長：

まず、議運で審査日が決まった場合の、電話で連絡していることと言いますが、いついつ審査が決まりましたと。これから委員会で、場合によっては参考人としておいでいただくこともありますので、それが決定した場合には、またご連絡します、という形で職員は対応するようにしております。ですので、この時点で、紙ベースで正規なものを出すというのはちょっと考えていなかった、やっていた部分があります。専門的な外部の人を呼ぶという部分では、過去に何回か、陳情者以外の方がおいでになったケースも自分の記憶ではありますが、その場合には、あらかじめ陳情者のほうから、こういう専門の人を呼んでほしい、というような要望が多分あったのかなとっております。そういうケースもありますし、委員会で独自にこういう方を、ということは全然問題ないと思っておりますので、一応経験上ではそんなことはあったとっております。

古澤委員：

ということは、陳情の申請を出すときに、自分以外の可能性に備えて、代わりの方を書いておくという必要はないわけですか。なければ簡単だと思います。必要がある場合は前もって書いておいてもらわないと。

血脇委員長：

これ、陳情請願が上がってきたときに、最初の文言のところで、提出者説明の希望の有無を確認しているわけですね。今度、議運でどこの委員会に付託するかが協議され、付託委員会が変わったときに、その請願者・陳情者は、説明の機会を求めているか否かというのはわかるわけですね。ですから、そのときにもう常任委員会で、この陳情者は、説明の機会を求めていますよということがわかるので、そのあたりは今度常任委員会の中で、いろいろ協議検討して、どうしても呼ばなければならないような場合は、改めて請願者・陳情者にご足労いただきたいというような打診をしてみて、それでもだめだというような状況になれば、抜きで審査をするしかないのかなと。これを、今どうするこうすると言っているけど、結論が出ないんじゃないのかなと思うんですが、皆さんいかがでしょうか。

田中委員：

今、委員長がまとめていただいたことがほとんどなんですけれども、要は説明の人いりませんよ、資料だけでやってください、と言ったら資料だけで常任委員会で扱えばいいことであって、あえて文言をここに記載するとか、その辺の必要はないんじゃないかなと思います。

中川委員：

一言だけ質問しますが、この数年で、陳情の例で本人もしくは本人が薦める参考人、誰もいないということで審議された件はあったんですか。その事実関係だけでも。

石井事務局長：

最近の例ではないと思います。何らかの形でおいでいただいていると思います。

血脇委員長：

ここに、もし通知という言葉を入れるのであれば、先ほど参考人を招致するための通知だというようなことだったんですけれど、前段では、電話連絡になっているけれど、今度、きちんとした形で審査日で、審査委員会がいつ審査されますよ、という通知を書面で出すというような方法をとることというのはいかがなんでしょうか。

石井事務局長：

そういう通知は、今のところやったことはございません。その中で、日程はいつになりましたということで、白井市の場合は、市内の陳情のケースは参考人さんとして説明においでいただく場合もありますので、委員会のほうで決定したらまた連絡しますということと、資料についてはいつまでに、今度は30部になりますが、70部用意してくださいというような連絡をお伝えしておりますので、通知というのは今まで先例としてはやっております。

血脇委員：

わかりました。今、私余計なこと言ってしまったんですけれども、ここに通知という言葉を入れずに、このままでいいのではないかというような意見がありますけれども、皆さんいかがでしょうか。参考人として招致する場合は、通知をします。ただ、参考人として招致しない場合は通知もしないというようなことで、ですからここには通知という文言は入れないということはいかがでしょうか。

〔「結構です」と言う者あり〕

それでは、ここには通知という文言は入れずに進めるということで、ご異議ございませんか。

それでは、次の、提出資料がある場合は、審議になっていきますけれど、これも審査ですね。審査日の3日前の正午までに30部提出というような文言ですが、このあたりのご意見をお伺いいたします。

〔「これで結構です」と言う者あり〕

それでは、先ほど、私言ったんですけれど、審査日ということでもよろしいでしょうか。審査日の3日前の正午までに30部提出、という文言を陳情、請願ともに加えるということで、皆さんご異議ございませんか。ということで、請願、陳情の一般的な流れについて、フローの部分と図の部分と右側の活字の部分、こちらについて、検討いたしまして、まとまりましたので、柴田常任委員長、ちょっと大変かもしれないんですが、また文言整理等をしていただいて、改めて事務局のほうに提出をお願いしたいと思います。事務局は提出されたのち、各委員にメール等で配布いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

石井事務局長：

それでは、1点だけ。期限等の関係で、資料の提出は3日前の正午までということで決めていただいたところですが、皆さんのご理解として、土日含まずということで、認識しておいていただければと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

血脇委員長：

この部分、土日含まず、審議日3日前ということで認識をお願いいたします。それでは、Cの部分でありましたフロー図等、CとFがほぼ同じような内容なので、Cの部分も片付いて、このFの部分の右側にあるフローチャート図の作成、これが片付いたということで。次、続きまして、この下に、ホームページに掲載する文書の検討ということで、時間も迫っておりますが、個々の部分、柴田常任委員長と石井代表で、この議会運営委員会の資料ということで、示させていただいておりますので、これについて説明をお願いいたします。

柴田副委員長：

市議会のホームページに掲載することとして、今の白井市のホームページも資料として多分お持ちかと思うんですけれども、これに加えて、書いておいたほうがいいねということ、単に列記なので体裁とか全然考えていません。を、石井議員と考えていました。手続き的なことはフロー図でさんざんやったので、同じことの繰り返しになりますが、請願（陳情）者が2名以上の場合は代表者を決定してください。これ、市内陳情にしくちゃいけないのかな。それから次が、請願、市内陳情者には、提出者説明の申し出の有無を伺い、これ先ほど古澤委員が、希望を取るといような言い方に直されていまして、フロー図からもってきて、申し出を伺い、委員会が審査に必要と判断したときは、請願（市内陳情）者を参考人として招致することがあります、ということ載せたい。それから、委員会が招致する参考人は、請願（市内陳情者）を含め、これは3人と決まったので、3人までとします。それから、資料を提出したい場合は提出者が30部用意してください。資料の提出は審査日の3日前の正午までとします。というようなことを載せたいということをお話をしています。ただ、今フロー図に載せたことをほとんど再掲という感じなんですけれども、以上は絶対載せても

raitaiという事で検討いたしました。さらに追加で、郵送の場合はどうなるんだということも、先ほどずいぶん話合いがされましたので、不明な点は事務局にお問い合わせくださいということも載せたほうが良いとは思いますが、ここが、ホームページに掲載することとして、手続き的なところで検討していただきたいところです。それから、審査しない内容もあるわけですね。あまりふさわしいと思えないようなもの。それについても、ホームページ上にきちんと記載しておいたほうが良いだろうということで、以下7項目にわたって、こういうようなことは載せておいたらどうだろうということの提案をいたします。ホームページの題として、審査になじまない等の陳情書等について、という言い方をしているところもあれば、以下の内容の陳情については、委員会付託を行わず、全議員に配付等の取扱いとする、というような言い方をしているところもあります。項目には列記されていて、1つめ、法令違反、公序良俗に反する行為を求めるもの、2つめ、個人や団体を誹謗中傷し、またはその名誉を棄損するおそれのあるもの、3つめ、係争中の裁判や異議申し立て等に関するもの、4つめ、市職員や議員の身分に関し個別の処分等を求めるもの、5つめ、すでに採択、不採択等の結論を出した請願・陳情と同一趣旨であり、その後特段の状況の変化がないと認められるもの、6つめ、その他議会運営委員会の協議を経たうえで、議長が審査になじまないと思えたもの、そして最後に、市外在住者からのもの、というのをここではっきり明記するかどうかはちょっとはてなだったので、括弧書きにしております。以上についてご検討いただきたいと思えます。

血脇委員長：

ただいま、市のホームページに記載するという事項ということでご説明をいただきました。もう時間も12時に近くなってございますので、ここでは説明ということで、終わりにしたいと思います。皆さん、これを見ていただいて、参考とされているのが小浜市、調布市です。皆さんこれを見ていただいて、小浜、調布以外の町村、自治体はどのようなものなのかも含めまして、この内容等を持ち帰ってご検討いただいて、次の議会運営委員会の中で、これについて、協議をしたいと思えますが、皆さんいかがでしょうか。よろしいですか。そうしましたら、このことについてはお持ち帰りいただいてということにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

伊藤副議長：

先ほど、事務局長が土日・祝日を除いたという部分、3日前というやつ、それは文章の中に土日・祝日を除くという短い文なので、明記しておいたほうが良いのではないかと思います。

血脇委員長：

今、副議長からそのようなご意見がございましたので、また、そのあたり、皆さん多分そうだろうと思うところですが、土日を除くという部分は、ということでございます。それ

では、AからFの上段まで終わりましたので、次回は、今説明いただいたホームページに掲載分ですとか、その他のところの協議の検討をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。それでは、議題1についてはよろしいでしょうか。

植村委員：

蒸し返すつもりではありません。でも最後に、自分の認識として、確認したいんですが、さっき事務局長は、今までに、中川議員が質問したことに対して、そういう例はなかったとおっしゃいました。知っている範囲ではなかったと。しかし、私は、これ以降そういう陳情を出したい人から聞かれたら、最終的な結論として文書表と、添付した資料、これで最後まで審議がしてもらえよと言っていいわけですね。そういう可能性あり。そうですね。

血脇委員長：

それは、上げていただいたところで書式が整っていればそれはきちんと受理をします。それを審査するか否かというのは事務局が判断するものではなくて、議会運営委員会で判断するものなので、今植村委員から事務局に言われたんですけど、これは議会運営委員会で判断するものであって、先程の皆さんのあれですと、上がってきたもの、本人が来ない、来るは別にしても、審査を求められれば、審査を、内容によりますけれども、審査をするというような。

植村委員：

当然、公序良俗には触れないようなきちんとしたものであれば。

血脇委員長：

もちろん。それは議会運営委員会の中で判断するもので、議会事務局のほうで判断するものではないと。

植村委員：

そういう意味で聞いたのではなくて、例はなかったとおっしゃったので、これからはそういう例も出てきますねということを確認したかった。それがあってはならないわけじゃないでしょって言われないうちにちょっと言った。

石井事務局長：

先ほど、中川委員さんからのお問合せでは、参考人がいないで審査した例はあるのかというふうに受け取りましたので、参考人がなく審査した例の記憶はございませんということで申し上げましたが、今回の例でも、実は最初のうちは、参考人さんにおいでいただくことがありますよと言った場合に、いけないという返事も実はもらったんですね。その中で、フライングではありましたが、教育委員さんのほうに問合せさせていただいて、中には、

なくてもやっちゃってもいいんじゃないかというのは後で聞いたところですので、そこはやはり、今後聞き取りをしながら、詳しい情報を皆さんにお伝えできるように、事務局としては受付けの際に留意していきたいと思っています。

血脇委員長：

それでは、議題1を終わります。次に、議題2、その他についてを議題といたします。委員の皆さまから何かございますでしょうか。議長から何かございますでしょうか。事務局から何かありましたらお願いいたします。他に。

伊藤副議長：

タブレット導入検討会のほうで、会議を2回ほど開催させていただいて、その間に2市議会を視察させていただきました。その結果等については、皆様に文書でお配りしてございますので、内容については何かございましたら、私のほうにご連絡いただければ、また検討会のほうで検討させていただきます。今後の予定といたしましては、配付した文書の中に書かれているとおり、タブレットを後期の政務調査費で購入していただき、慣れ親しんでいただいて、12月の補正でどうかW i F i 工事等会議システム等導入したいということで、そういうものの決定については9月を目途に決定したいと思いますので、進めるにあたって皆さんの同意がないと進んでいけないということですので、なるべく早いうちに、疑問がある場合は私のほうに連絡いただければと思います。

血脇委員長：

ありがとうございました。他に何かございますか。それでは私から1点。7月30日10時から議会運営委員会を開催する予定となっております。これにつきましては、9月定例会の議会運営についての検討ということですので、皆さんよろしくお願いいたします。以上で議会運営委員会を閉会いたします。慎重なるご審議を賜り誠にありがとうございました。お疲れ様でした。

－閉会 11：56－